

## 税務情報

### 経済産業省からの公表情報

#### 1. 「『スピノフ』の活用に関する手引」の改訂

2024 年度税制改正では、パーシャルスピノフ税制<sup>(\*)</sup>について、事業再編計画の認定要件に、「スピノフされる会社の主要な事業における事業活動が新事業活動であること」とする要件が追加される等の見直しが行われたうえで、適用期限が4年間（2028年3月31日まで）延長されました。

<sup>(\*)</sup> 法人の持分を一部残すスピノフ（パーシャルスピノフ）で、産業競争力強化法の認定を受けた事業再編計画に従って行う認定株式分配のうち、一定の要件に該当するものを適格株式分配とする税制であり、2023年度税制改正において2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間の時限措置として創設された。

これに伴い、経済産業省は5月10日、スピノフの円滑な実施を支援するために公表している以下の手引（2018年3月に初版公表）を改訂しました。

#### ■ [「スピノフ」の活用に関する手引](#)（PDF 2,359KB）

改訂されたページの詳細は、本手引が掲載されている同省の[「企業グループや組織再編に係る税制の整備」](#)のページにまとめられており、たとえば、パーシャルスピノフ税制の概要を解説するページ（P.15、16等）やQ&A（Q26、Q42、Q43）が改正を踏まえた内容に更新されたほか、海外で行われたパーシャルスピノフ事例（P.8、9）の更新が行われています。

また、同日、[「事業再編の促進（産業競争力強化法）」](#)のページに掲載されている、事業再編計画の認定要件や支援措置をまとめた以下の概要資料も改訂されました。

#### ■ [産業競争力強化法における事業再編計画の認定要件と支援措置について](#)（PDF 1,562KB）

この資料（P.17）には、パーシャルスピノフに関する課税の特例措置の適用を受けるための要件がまとめられているほか、事業再編計画の認定申請時に追加的に必要となる書類（たとえば、[様式第十九](#)（Word 115KB）の別表11）等が記載されています。

## 2. 「研究開発税制の概要と令和5・6年度の税制改正について」の公表

2024年度税制改正では、イノベーションボックス税制<sup>(\*)</sup>の創設を受け、この税制と一部目的が重複する試験研究費の税額控除制度について、以下の改正が行われました。

- (1) 一般型税額控除制度において試験研究費が減少した場合の税額控除率が2026年4月1日以後に開始する事業年度より段階的に引下げられるとともに、税額控除率の下限（改正前1%）が撤廃された。
- (2) 2025年4月1日以後に開始する事業年度より、本制度の対象となる試験研究費の額の範囲から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外された。

また、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対して、試験研究費の税額控除制度等の一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置について、2024年4月1日以後に開始する事業年度よりその要件が一部見直されました。

上記の改正を踏まえ、経済産業省は5月10日、「[研究開発税制について](#)」のページに掲載している研究開発税制の概要資料に関する以下の改訂版を公表しました。

### ■ [研究開発税制の概要と令和5・6年度の税制改正について](#)（PDF 2,071KB）

今回の改訂では、たとえば、上記2024年度税制改正の内容を紹介するページ（P.40～42）が新たに追加されています。

<sup>(\*)</sup> イノベーションボックス税制の概要は、KPMG Japan Tax Newsletter [「2024年度税制改正大綱」](#)（2023年12月21日発行）にてお知らせしています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[kpmg.com/jp/tax](http://kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.